
朝 来 市 議 会 政 治 倫 理 審 査 会

令和6年2月9日（金曜日）

日 時 令和6年2月9日（金）午前9時00分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 日程協議
- 4 審査事項
(1) 令和6年1月26日付審査付託について
- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（6名）

浅 田 郁 雄	藤 原 正 伸
関 綾 乃	尾 崎 里 美
西 本 英 輔	嵯峨山 博

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局主査 ————— 大 林 厚 之君

説明のため出席した職員等

企画総務部長 ————— 北 垣 敏 彦君 企画総務部総務課支援員 — 藤 岡 治 良君
財務課長補佐 ————— 藤 本 真由美君 産業振興部長 ————— 小田垣 貢君
農林振興課長 ————— 平 松 裕一郎君 教育部長 ————— 田 中 勉君
学校給食センター所長 ——— 今 井 謙 一君

午前9時00分開会

○委員長（浅田 郁雄君） おはようございます。

これから、第2回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程については、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定しました。

審査事項に入る前に、本日の審査会の進行について説明させていただきます。

本日は、参考人として、関係課職員に出席いただき、質疑を行います。質疑に関しては、一問一答の方式とさせていただきたいと思っておりますので、御了承願います。また、公平、公正な質疑に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。質疑の後、本日質疑した内容について、意見交換を行います。

それでは、ただいまから、令和令和6年1月26日付審査付託について審査を行います。

まず最初に、確認事項として、一連のことを整理したいと思います。

副委員長、藤原さん、お願いします。

○副委員長（藤原 正伸君） それでは、委員長のほうから御指示を受けましたので、前回の確認をさせていただきますので、途中でも結構ですので、御意見や、それから疑問点等ございましたら、割って入っていただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

前回、委員長、副委員長選挙が半分ほどございまして、その後、法制からのレクチャーを受けたということが中心になっておりますが、委員会そのものに臨む姿勢として確認させていただいたということございまして。

前回、まず、審査付託書の確認をさせていただいております。再審査請求に至ります経緯を審査付託書で確認させていただきました。今回は、その審査の請求の対象となる事由を証する書面に記されておりました事情変更の事項につきまして、確認するための帳票を収集するための質疑をこれから行っていくと、今回、しっかりと行っていくということが中心になるということございまして、改めて審査請求の趣旨を確認いたしますと、審査対象事由として審査付託書に記されておりますのが、朝来市学校給食センターの主な使用野菜の市外品購入に関する協議の場に議員の同席が確認されたことということになってございまして、学校給食センターの地元野菜等の受入れの契約事務に議員が同席したことの是非ということが対象とされております。

したがいまして、争点といたしましては、議員倫理条例第3条第1項第3号該当事由の事実の有無ということになろうかと思っております。

そういうわけで、この条項についての運用上の注意点等を法制のほうから確認したということになっております。

ここまでよろしいでしょうか。よろしいでしょうかね。

前回の法制のほうとの確認をさせていただきました会議録が既にお手元に出てございまして、結構たくさん確認させていただいて、丁寧にお答えをいただいております。改めて、今後、注意しとかなきやいけないことということで、重ねてこの場でちょっと確認させてもらいますが、確認できれば10ページをお願いいたします。

10ページの中ほどより少し上、この条例の意義につきましてということで、条例の総合的な解説をいただいておりますが、この条例の意義につきましては、議会外での不祥事に対する懲罰、補完的な機能を行わせる制度として位置づけられるということで、倫理条例という名前ではありますけれども、懲罰規定として機能しているということの御指摘をいただいております。

2行ほど飛ばしますが、倫理基準に抵触するか否かの判断は、懲罰案件と同様に違反事実の存否についての厳正な審査が求められますとともに、その際は、恣意的、主観的なものであってはなりませんという説明をいただきました。

倫理条例ということですから、自分の行動を律するという基準として用いる限りは主観的でよろしいですけれども、ここで説明されましたように、懲罰規定として機能していますよということでございますので、他の者に一定基準を強制する、押しつけるという形になりますので、その際には、恣意的、主観的な判断をしてはなりませんということで、法治主義等の概念を用いて説明していただきました。

これは、私たちが当初より危惧しております、この倫理条例を過度に用いますと、私たち自身の政治的な議員活動、政治的ないわゆる表現の自由の制約に至るところで、注意しなければならないということでございます。

議員の日頃の活動というのは、いわゆる憲法上では政治的表現の自由ということで、民主主義の根幹に直結します最も重要な権利というふうにされております。そういう意味では、その自由を制限するのは非常に厳格に考えないといけない。一般的には、必要最小限の制約しか受けられないという形になっております。そういう観点を常に持ってないといけないという御指摘だったかと思えます。ですので、その後ろに続きます11ページの後半部分になりますけれども、第3条につきましての解説の中で、下から4行目になります、事実認定をされる過程において、例えば、拡張解釈であるとか、類推解釈というふうなものなされた場合も、これは適用除外になるということで、拡張解釈や類推解釈はしてはなりませんということが、御指摘を受けました。これは基本的に、処罰規定に対する取組方といいますか、処罰規定を運用する場合の姿勢ということで御説明いただいております。

そういうわけで、3条1項3号のそこにありますとおり、構成要件の一つとして契約の場面であるかどうかということ。それから、もう一つの要件として、いわゆる働きかけ、これが事実行為として存在したかどうかということ。これを、先ほど言いました拡張解釈や類推解釈をせずに厳格に判断していかなければいけないという御指摘をいただいたところでございます。

ここまですででしょうかね。よろしいでしょうか。

何か、皆さんのほうから御意見がございましたら。

前回の政倫審、一連の政倫審の中でやり取りがなされてまして、会議録として記録が残っております。そのやり取り、会議録の中におけます関係者の発言であるとかいうものは、今回の当然政倫審でも判断の材料として用いるということは問題ないと思っておりますが、よろしいでしょうか。

用いますのは、あくまでも聴取した対象者の発言でありまして、審査に関わった委員の発言は一

切関係ありませんので、よろしくお願ひいたします。

あわせて、今回、再審査ということになってるんですけれども、ちょっと個人的な意見も入りますが、審査のやり取りの基本的なルールと申しますか、それが少し曖昧であったがゆえに、その審査会自体の公平性や客観性に疑問を持たれたという点がございませう。今日の当局もそうですし、次回お呼びします市民の方もそうですけれども、私たちがしようとしている事実認定の材料を提供していただくという意味で聴取するということとともに、形の上では参考人聴取というような形になってますけれども、特に今日の当局の方たちには、当該事務については専門的な知識を持っておられまして、日常的にそれをしておられますので、我々が分からない部分の知識を私たちに提供してくださるということで、いずれにしても、意見を闘わせる相手ではなくて、御意見を聞き、また、専門的知識をレクチャーしていただくと、そういう対象でございませうので、質疑を、いわゆる通常私たちが委員会等でやっております議案審査のような質疑、あるいは所管事務調査によるような質疑ではちょっと性質が異なると、それとは性質が異なるということ踏まえて向かわないといけないうふうに思っております。御異論があつたらどんどん言っていただきたいんですけど、そうでないと、真実と申しますか、事実認定に必要な材料というのは教えていただけないだろうというふうに思うわけございませう。

そんな中での、前回、当然委員会に出席して、発言をしていただいておりますので、そこで発言していただいた内容は、後日、訂正されてる部分とかいうのもありまして、非常に錯綜はしてらるんですけれども、そういうことも含めた特定できる部分については、今回もしんしゃくさせていただいたらいんじゃないかなというふうに思ひます。当然、直接聞いてませう、記録を読むだけですので、これは伝聞になつちやいませうので、必要とお考えでしたら、直接お問合せしていただいたらいいかと思ひます。ただ、時間等の関係もあつたので、全部1から10までもう一遍聞き直すというのが本当なんでしょうけれども、それをやつたらとても時間がありませうので、従来の記録の中で不適切だと思ひない部分。採用してもいいんじゃないかと思ひない部分は、これは今日、発言していただいたと同様に解していただいてもいいんじゃないかなというふうに思ひます。

それから、資料が非常にたくさん出ておつたんですが、先ほど申した、この委員会の審査対象事由に直接関係ない資料も膨大に出ておつたので、直接必要な資料については、ぜひ皆さんのほうでしっかり確認していただければなというふうに思ひます。

前回の第2回の審査会のフォルダーの中にたくさん資料が出てらるんですけれども、第2回のフォルダーの一番トップにあります、朝来市議会政治倫理審査会資料という一覧があるんですけれども、確認できますでしょうか。

これの15番から18番につきましては、直接審査会のことについて言及してらる資料でございませうので、ぜひこの資料については、必要と思はれる部分は、前回の記録にも載つてらる部分もあるんですけれども、できましたら直接お聞きいただければなと、確認いただければなというふうに思ひます。

それから、もう一つ重要なのは、第5回のフォルダーにあります、総務課、財務課から出てお

ます政治倫理審査会要求資料ということでございます。この資料の一番最後の（２）についてというところ以下の部分が、直接に今回の倫理条例の３条１項３号の運用に関わってくる部分かと思えます。再審査の根拠としては、ほぼほぼここに尽きてるわけなんですけれども、この部分の確認は、直接に行っていただければよろしいかというふうに思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 確認事項の説明をしていただいたんですけども、何か質問がありましたら。ないですか。何でも結構です。

ちょっと分からない部分があったりしたら、もう一回聞きたいとか、何でも結構ですよ。

○副委員長（藤原 正伸君） 今日と次回は、先ほど言いましたとおり、最終日の協議に向けての材料、判断の材料を集める仕事ですので、ぜひ質問して、その材料を集めていただきたいというふうに思います。

当然のことながら、次回は関係者、御本人さんにもお話はお聞きするんですけども、それを聞いた後に協議ということになりますので、その協議のときに、それまで会議でお聞きしていないような材料に基づいた協議をしますと、関係者の方々にとりましては不意打ちになってしましまして、弁論の機会が保障できませんので、ぜひ、今回と次回の会議の中で、主張の根拠になる部分、それぞれ皆さんのお考えの根拠にできる材料というのは、全部拾い出していただく必要があるというふうに思いますので、ぜひそれぞれの委員さんが疑問の余地がないように、しっかりと質疑をしていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 黙ってますとなかなか前に進みませんので。

尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 再度ちょっと確認したいんですけども、12月8日の政治倫理審査会のことに対しての、誰が言い出されて、どういうことでこういう結果になったのか、再度正確に教えていただけたらと思うんですけども。

○副委員長（藤原 正伸君） 12月8日の説明会の開催の経緯とか、それを直接、ですから今日、聞いていただければというふうに、それは、必要なことだと思いますので、聞いていただければと思います。何かこんなことを聞きたい、聞いたらどうかというような、皆さん御意見があったら、今いただいておいて共有すれば漏れがないかなと思いますけど。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 暫時休憩してもらって。

○委員長（浅田 郁雄君） 暫時休憩します。

午前9時21分休憩

午前9時36分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

確認事項の整理についてですが、それぞれ皆さん意見を出していただいて、特にこの後、職員、

理事等出席していただいて、それぞれ質問をしていただくわけですので、そのときには、尾崎委員がさっき言われたような、12月8日の審査会なんかはいつ誰が言ったのかとかいう、そういうところもちゃんと聞いていただき、あらゆる材料を集めて、それぞれ皆さん、質問なりしていただいたらなと思います。

それから、特に契約の位置関係といえますか、嵯峨山委員が言われたんですけれども、この範囲というものが、西本委員が言われたその範囲というのが、契約の範囲がどこまでなのかというのをちょっと聞いていただいたり、また、介入というのはどこから介入ということになるのかということも、確認をしっかりとしていただきたいと思います。

この後、休憩挟んでそれぞれの職員に出席をいただくようになっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、暫時休憩します。

午前9時38分休憩

午前9時55分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本日は、参考人という言葉がいいのか悪いのかは別として、北垣理事、小田垣産業振興部長、田中教育部長はじめ、総務課、財務課、農林振興課及び学校給食センターの職員に出席いただいております。

ただいまから質疑を行いたいと思いますが、一問一答方式とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

質疑のある方は挙手をお願いします。

尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 令和4年12月8日に、地産地消推進に係る打合せ会議が開催されていますが、どなたが提案して、どのような経緯で、この会議が開催されたのか、教えてください。

○委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。

○教育部長（田中 勉君） 地元、よふどの恵からの提案によって、今回、参加させていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員、よろしいですか。

ほかに。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） まず、今回の随意契約の部分なんですけど、随意契約の契約というのは、どこからが契約が発生した、契約行為になるのでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 北垣理事。

○理事兼企画総務部長（北垣 敏彦君） 朝来市の財務規則におきまして、随意契約につきまして規

定をしております。契約担当者が随意契約によろうとするときは、同規則第102条により、あらかじめ予定価格を定めなければならないこと。同規則第103条により、2人以上の者から見積りを徴さなければならないことを規定しています。

したがって、随意契約につきましては、予定価格を作成したところから始まるということで認識しておるところでございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 予定価格を作成されたのはいつでしょう。

そして、また予定価格を作成された、もしくは作成される、そしてまた、それをもって契約された者が決まる時点のことという認識でよろしいんですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 北垣理事。

○理事兼企画総務部長（北垣 敏彦君） 一般的なお話をさせていただきますと、予定価格を定めてから業者選定に当たりますので、業者が決まってから予定価格を下げることはございません。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 予定価格をもう既につくられてるんですか。まだつくられてないんですか。つくられてるとしたら、いつ予定価格ができているのか、できたのか。まだないんですかね。

○委員長（浅田 郁雄君） 北垣理事。

○理事兼企画総務部長（北垣 敏彦君） すみません、今言われておる予定価格というのは、どの分の予定価格の話でしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 今回、給食センターの納入の部分ありますよね。それで、よふどの恵さんのほうから、この説明会の提案があったということですよ。先ほどの尾崎委員からの質疑によると。その部分の納入に関する予定価格というものはもう既に作成されていたのか、作成される前にこの説明会等々があったのかといった部分を知りたいんですが、

○委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。

○教育部長（田中 勉君） 説明会の段階では予定価格というものは存在しませんでした。

なお、こういった野菜等の納入に関しましては、いわゆる市場価格が中心になってまいりますので、その価格は常に変動しているということが実態としてございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 例えば、契約行為の中には、契約準備行為というものもあると思うんですが、契約準備行為というものは、どこからが契約準備行為だと朝来市では規定されているのか。

○委員長（浅田 郁雄君） 北垣理事。

○理事兼企画総務部長（北垣 敏彦君） 契約準備行為とか、それから、先般までの議会でもありました、一連の手続の開始とか、いろいろ言いようがあるとは思いますが、広義の言い方ですらば、予算の編成も含めまして準備行為とも言えますし、そういった範疇からすると無限に広がるのかなという感じはしております。ですので、先ほどは随意契約の例でございましたけど

も、いわゆる契約行為につきましては、予定価格を作成したときから始まるというふうに認識しておるところでございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 再度確認させていただきますけど、先ほど予定価格ということでありました。ホームページに市場価格というふうな表示はされてるのは、これはもう予定価格ではないということよろしいですね。

○委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。

○教育部長（田中 勉君） そのとおりでございます。こちらから予定価格をお示しするということとはございません。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） それと、今問題になっておるのは、市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物品の納入契約に関してということで、特定の業者の推薦、紹介、介入をしないことということで審査しておるわけですけども、藤本参事より訂正の文章が入っておりました。業者は確実に納入できる物品を部門ごとに登録する。それをもって契約できると。それ以降から契約の話に入るんだというような、僕は理解でおったんですけども、そういう理解でよろしいですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。

○教育部長（田中 勉君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 給食の食材の野菜等、それは、要するにどんな野菜を使うかというのは献立をつくることから始まりますわね。献立つくってから、その食材の納入を受けるまでの、この事務の流れをちょっと説明していただけますでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） 献立につきましては、前月に当月の分の、前月の下旬に作成を、調理師、栄養士が相談しまして作成いたします。その献立を基に、必要になります材料につきましての見積りを、使用期間の約20日前に業者に見積りを依頼いたします。その後、見積りによりまして価格が決定した後、使用期間につきましては、半月分の材料の分を、発注をかけるんですけども、その7日前に業者のほうに依頼しまして、発注をかけるというような流れとなっております。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 献立の作成、栄養士さん等が献立を作成されるのが前の月、前月半ばぐらい。使用する20日前ぐらいに材料費の見積りをするというふうにおっしゃいましたが、見積りを徴収するとおっしゃいましたか。それから、7日前に発注を行うということですよ。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） 献立の作成につきましては、前月の下旬に作成しまして、見積りにつきましては、20日前に業者のほうに依頼いたします。決定しましたら、発注は7日前に業者のほうに依頼いたします。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 今説明いただいた一連の事務の中で、要するに契約に当たるのはどこになりますか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） 契約に当たる時点でございますけど、業者のほうに発注をかけた時点で契約になると認識しております。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 一般的な理解でいう申込みということで、いわゆる契約の理解でいう、一般的に契約のスタートはどこかという、素人的には、これは申込みから始まるということですよ。契約というのは、当事者の意思表示の合致で成立するという、そのスタートは申込みですわね。その申込みが発注というふうに理解してよろしいですか。どちらでも構いません、一般的な。

○委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。

○教育部長（田中 勉君） 給食センターにおきましては、まず、申込みがありましたら審査をしまして、業者の登録という行為を行います。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） その申込みじゃないです。今おっしゃいました、発注とおっしゃいましたので、なおかつ契約はそこからだというふうに、それが契約だとおっしゃいましたので、その発注という行為は、いわゆる一般的な理解でいう申込みに該当すると考えてよろしいですかとお聞きしました。

○委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。

○教育部長（田中 勉君） そのとおりだと認識しております。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 先ほど財務規則で、随意契約の場合は予定価格を作成するところから契約の取扱いと認識されているということで言われましたので、今の作業で言いますと、その発注するところは契約の申込みで、契約本体がそこから開始するのかもしれませんが、その例に遡って材料費の見積りを取っておられて、価格を決定されているということですので、先ほど言われた予定価格を定めるという行為は、この見積りの徴収と、それに基づく発注価格の特定というか予定という作業の部分が該当するのかなと思いますが、そういう評価をしてよろしいか。どちらでも結構です。契約事務担当のほうでもいいです。どなたで御答えいただいても結構なんです。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長の質問分かりました、今の。

- 副委員長（藤原 正伸君） どなたにお答えいただいても結構です。契約の評価なので。
- 委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。
- 学校給食センター所長（今井 謙一君） 見積りを取った時点ではまだ価格は決定していませんので、複数の業者から見積り合わせしまして、決定した後に発注を依頼した時点が契約の発生という事で認識しております。
- 委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。
- 副委員長（藤原 正伸君） 先ほど、随意契約は価格を定めてから発注を受けると言われました。価格を定めたところから財務規則上は契約と認識しますと、契約と考えていいだろうという説明があったので、それを先ほどの給食センターの業務に当てはめると、今おっしゃいました、見積りを取って、その見積りに基づいて発注価格を決めた、発注前に。何日前に決められるか分かりませんが、決めたと。その時点から、先ほど言われた予定価格の定めができたという認識でいいのかなと思うんですが、どうですか。それでよろしいでしょうか。
- 委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。
- 学校給食センター所長（今井 謙一君） そのとおりでございます。
- 委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。
- 副委員長（藤原 正伸君） その発注をかけて、特定の、ジャガイモならジャガイモという品物を納入してくださいという発注をかけると。これが給食センターにおける一般物品納入契約という評価でよろしいですか。
- 委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。
- 学校給食センター所長（今井 謙一君） 発注につきましては、ファクスで送るんですけども、その時点で物品の一般契約ということで事務のほうはできると認識しております。
- 委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。
- 副委員長（藤原 正伸君） そうしますと、給食センターの一般物品納入契約は、発注をかけるところから、一般的にその申込み、承諾という概念でいうと、発注をかけたときに申込みがありますので、そこから契約が始まるんですけども、そのときの予定価格というのは、それより数日前に見積りに基づいて決定されているということ。数日前に決定されているということでもよろしいですね。
- 委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。
- 学校給食センター所長（今井 謙一君） そのとおりでございます。
- 委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。
- 副委員長（藤原 正伸君） ですから、一般物品納入契約は、今説明いただいた範疇という理解をさせていただきますが、その一般物品納入契約と、それから、先ほどちょっと部長がおっしゃられ始めました業者登録との関係を教えてください。
- 委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。
- 教育部長（田中 勉君） 業者登録というものにつきましては、まず、業者さんに対して依頼をしまして、適正な業者であるかということを確認して、給食センターのほうであらかじめ発注をす

るかもしれない業者ということで、業者登録一覧表を作成いたします。その作業を、前年度の2月、3月には行っておりました、あらかじめ登録を終了した業者の中から、先ほど言いましたように、選定して、見積り依頼をかける。必要な物品を納入できる業者に対して見積り依頼をかけるという流れになってございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） その登録事務自体は契約ですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。

○教育部長（田中 勉君） いわゆる登録ということですので、一般競争入札等に言われる業者の指名願と同じような考え方といたしますか、必ずしもそこに登録したからといって契約をお約束するものではないというふうに思っていたらというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 今、入札参加資格者登録のことかと思えますけれども、どちらにしても登録行為であって、それ自体契約ではないということに理解してよろしいですね。

○委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。

○教育部長（田中 勉君） そうでございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 入札の場合も、その前段階として、それに先行する部分として、入札参加資格者の登録というものが通常なされておりますよね。それと同様に、給食センターでも納入業者の登録というのをされてるという位置関係。競争入札における先ほどの参加資格者の登録と似たような関係というふうに理解をさせてもらったんですけれども、さて、まだその説明会が出てこないんですよね。また説明会が出てこないんですけれども、さて、その説明会、先ほどちょっとどなたが提案されたかという、よふどの恵さんからの提案というか説明会を開いてくれということであれば、要望というか要求というかということになるんでしょうけれども、これは何のためにそういう要請が来たんでしょうか、教えてください。すみません、よふどの恵さんに聞いたらよろしいんでしょうけれども、説明会に行かれたほうとしては、どういう目的で行かれたのか教えていただきたい。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） よふどの恵さんのほうから説明会を開いてほしいということで、給食センターが求めております野菜とか規格とかの説明をさせていただきました。取りまわしていただけるような業者があれば、給食センターのほうも農家さんの個別に対応ということが、手間が省けますので、そういった面で利便性もありますし、給食センターが求めている給食材料がどのように納入していただけるかということもありましたので、説明のほうに行かせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） よふどの恵さんから、給食の食材を納めたいので、説明に来て下さいという御依頼があったということでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） まだその段階ではございませんでして、どのような野菜とか量が必要なのかいうことを、まず聞いてみたいということだったと思います。ですので、初めから給食センターに納めたいというようなことではなかったと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） これもよふどの恵さんに本来聞くことなんですけれども、よふどの恵さんがそういうふう言い出されたというか、そういうふう言ってこられたのは、何ででしょうか。当局にとっては降って湧いた話なんですか。それとも、どうなんでしょう、その辺。何か、給食センターの取組等について何らかの情報提供があった中で、協力という話なんでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。

○教育部長（田中 勉君） 一昨年のまちづくりフォーラムがございまして、その折の説明でこういった取組というものが説明されまして、これを給食センターの参事が、まちづくりフォーラムを受けて、これは非常にいい取組だということで、前回の審査会でもお答えしておりますように、こちらの給食センターのほうから最初にアポを取りまして、どんな野菜を作っておられるんですかということでしたんですけども、全く野菜は作ってないということで、給食センターに納品できる品物は作ってないという御返事でしたので、もうその時点で諦めたということでございました。それからしばらくしまして、今おっしゃいました、突然のアポといいますか、それがございましたので、出席させていただいたという流れでございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 前回の審査会の会議録を読ませていただいて、今、御説明があったような経過を読みましたので、今の御説明でそのとおりというふうに理解させていただきます。一旦結構です。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 私は、前回の政倫審の資料の中で、農産物販路拡大業務についてのフロー図があったかと思うんですけども、そのことについて少し質問させてください。

今、副委員長からもありましたように、対象の団体さんはお野菜作っておられなくて、それから、給食センターに納入できるお野菜作っていない、ただ、まちづくりフォーラムのほうでは取組が紹介されていたということなんですけども、どの部分を評価して、まちづくりフォーラムでまず紹介されたのかということと、このフロー図の中では、最初に産業建設常任委員会のほうで訂正して出されたものではなく、最初に取り下げる前に、団体さんのお名前が入ったほうのフロー図なんですけれども、そこでは、契約栽培から給食センターにも入るような、そういう仕組みになっております。この2点について、どのように評価して、この当該団体を、ここの名称を入れられたのか。お答え

ください。

○委員長（浅田 郁雄君） 平松課長。

○農業振興課長（平松 裕一郎君） まず、フロー図の関係でございますけれども、これにつきましては、私どもの農林振興課で作成したものでございます。といいますのは、産業建設常任委員会に提出する資料として、農産物販路拡大事業の実績を出してほしいという議会の要望もございましたもので、そういったものを私どもで作らせていただきました。その際に、2月10日にお出ししたのについては、確かに、よふどの恵さんということで書かせていただいたのは私の責任において作らせていただいた資料でございます。といいますのが、この農産物販路拡大業務というのは、前回の政倫審のときと産業建設常任委員会のときにも御説明申し上げましたけれども、なかなか販路の拡大の業務実績の実態が、実績が上がらないという状況がございましたもので、私ども当然プレッシャーにもありました。そういった中で成果を出すべく、こういった形で勇み足のものを出してしまったということで、反省はしております、撤回のほうをさせていただいたということでございます。その際に、よふどの恵さんの名前というのは、先ほど申し上げましたとおり、フォーラムで出させていただいたときの実態といたしましては、別によふどの恵さんじゃなくて、自治協単位の話を見せていただいております、その自治協単位の中で、何とか取りまとめていただくところがないかなという思いを持って、一つの例として、このよふどの恵さんを書かせていただいたというのが実態でございます。そういったものにつきまして、撤回させていただいて、次の3月の委員会のときには、中間事業者ということで名前を変えさせていただいて、上げさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） いろんなそういう団体が、農産物を作っておられる団体があると思うんですけれども、この団体に特化してお名前を入れられたその思い、理由というのは何でしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 平松課長。

○農業振興課長（平松 裕一郎君） よふどの恵さんを特化してといいますか、よふどの恵さん、一つの例として挙げさせていただいてましたのは、あくまでも自治協単位、自治協の公の団体という認識の中の派生したものというのは認識してございますので、そういった中で、完全な民間団体ではないという思いの中で書かせていただいたというのが、当時の私の思いでございます。したがって、どこの業者でも別に構わないんですけども、一つの例としてやはり自治協単位、他の地区の自治協にもお話をかけておりますので、こういったシステムができないかというところでおかけさせていただいたところで、一つの例としてよふどの恵さんという形で挙げさせていただいたのは私の反省すべきところでございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） ちょっといやらしい話になるかもしれないんですが、正しいほうでは中間事業者ということで、中間の団体が明記されてます。ここは、やはりボランティアではなくて、幾

らかの利益が発生して、マージン、そこをいただくことになるかと思うんですけれども、それは何に対して何%ぐらいかというのは出ているのでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 平松課長。

○農業振興課長（平松 裕一郎君） まだ全然そういった話はございません。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 15%ほどという話をちらっと聞いたような気もするんですけれども、私の認識違いでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 平松課長。

○農業振興課長（平松 裕一郎君） 認識違いといいますか、その数字というのは今初めてお聞きしました。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） この中間事業者になり得る団体、今、地域自治協の中でお話も聞いて、そこから派生したグループだからということだったんですけれども、この1団体しかなかったんでしょうか。ほかにもいろいろお声かけをした、もしくは、応募してください、応募しています、なり得る可能性がある、そういったものはなく、もうここありきで、ほかの自治協さんにお声かけの力の強さ、お声かけの力の強さというのはどうだったんでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 平松課長。

○農業振興課長（平松 裕一郎君） 前回の政倫審のときもお答えしたと思うんですけども、実は私が声かけたのではなくて、前任の多分給食センターの所長さん、JAさんのほうにも声をかけられてると思います。その話を私お聞きしました。そういった中でお断りされたというような状況の中で、私どもに前センター長のほうからも相談を受けまして、どこかないだろうかという話の中で、いろいろ模索する中で、前回の政倫審のときにもいろんな企業名を出された委員さんもおっしゃいますけども、そういったところも当たるんですけど、やはり地域のためになるということで、公に近い団体、公の団体ですね自治協は。そういった思いがありましたもので、そこを一つの例として挙げさせていただきました。

○委員長（浅田 郁雄君） 僕から1点だけちょっと聞きたいんですけど、一番気になる場所なんですけども、この問題、説明会のときのことを一番問題にされてるんですけども、説明会では予定価格等を発表してなかったとさっき言われとったんで、ということは、説明会では契約ということに入らないということをおっしゃったように思うんですけど、説明会のところで予定価格を発表してないし、決めてもおらないというんだったら、説明会では契約ということが成立するのかわからないのかということをお聞きしたいんですけど、どなたからでもよろしいです。

北垣理事。

○理事兼企画総務部長（北垣 敏彦君） 冒頭にも申し上げましたとおり、契約に当たっては予定価格作成というのが出発ということになりますので、委員長御指摘のとおり、説明会の段階ではそこから辺りは何も決まってませんので、この説明会自体が契約行為の一環というのは、どういう言い方

したらいいのか、契約行為とは言えないということかなと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 契約行為ということではないということですね。分かりました。

尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 今の質問の続きになるんですけども、今日出席されている方、当局の皆さん全員にお聞きしたいと思います。

問題とされている藤本議員が出席していた会議は、契約の場ではなかったということで間違いはありませんか。ここはちょっと核心の部分やと思うので、再度、皆さんにお聞きしたいと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 北垣理事。

○理事兼企画総務部長（北垣 敏彦君） 私は、正直申しまして、その説明会の場には参加はしておりませんが、こちらの給食センターなり農林振興課の職員の話聞く限りは、先ほども言いましたとおり、予定価格を決めてもございませんし、いわゆる説明会があったのではないのかというふうに思っております。

○委員長（浅田 郁雄君） 小田垣部長。

○農業振興部長（小田垣 貢君） 私も、この職に当たりましては、昨年の4月からなので、この12月8日時点では別の部署におったわけなんですけども、その中でいろいろと担当課長であり担当者から聞くところによりますと、先ほども理事申し上げましたように、あくまでも契約では予定価格の作成がスタートという、そういった観点から考えた場合に、この12月8日につきましては、説明会であったというふうに認識をいたしております。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 平松課長。

○農業振興課長（平松 裕一郎君） 私も同様で、前回の8月23日の政倫審でお答えしましたとおり、あくまでも説明会ということで答弁させていただいておりますので、そのことについては変わりございません。

○委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。

○教育部長（田中 勉君） 私も同様でございますが、その場にはおりませんでしたけども、所長ら給食センターの職員に尋ねましたところ、一般の農家さんが、電話あるいは来所等でお尋ねになられるそのことを、出向いて行って説明しただけの説明会ということで認識しておりますので、間違いはございません。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） 私は、その会議のほうに出席しておりますけども、部長が言いましたように、一般の農家さんに説明をするということで、大勢の方に一度に説明ができるというようなことで、いい機会かなと思ひまして、説明ということで対応させていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） せっかくですので、支援員、どうですか。

○総務課支援員（藤岡 治良君） ただいま交わされた説明を聞く限り、これを契約とする、そういう蓋然性はないというふうに判断します。

○委員長（浅田 郁雄君） 藤本課長補佐。

○財務課長補佐（藤本真由美君） 失礼します。

私もこれまでのお話を聞く限り、これは説明会であって、契約の場ではないと認識しております。
以上です

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員、よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） もう一回、審査対象の学校給食センターの地元野菜等の受入れの契約事務に議員が同席したことの是非ということに関して、整理のためにお聞きします。

この説明会が開かれて後、開催の目的どおり開催されて、その後うまく運んだとして、この後、どうなったんですか。どうなったんですかというのはおかしいですけども、今、契約の場ではないと言われたから、当然何らかの契約が結ばれるわけではないと思います。この契約で、よふどの恵さんからお聞きしたいということで説明会がされて、よふどの恵さんが説明を受けて、よふどの恵さんが自らの必要がその説明で満たされたとして、よふどの恵さん、次は何をされたんでしょうか。申し訳ないです。要は、先ほど言いました給食センターの使用野菜等の納入業務に向かう中で、次はどういう段取りになっていくんでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。

○教育部長（田中 勉君） 説明会の後ということでございますが、何のアクションもなかったということで聞いております。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） なかなか聞き方もややこしいので申し訳ないです。よふどの恵さんは、必要があって説明を受けたいと。聞きたいことが聞けてよしとなった場合、次は、先ほど言いました、よふどの恵さん、要するに給食センターの活動とといいますか、要するに野菜の納入に協力したいということで申し込んで来られたんだというふうに言われませんでしたっけ。そんな話がちょっと出たと思うんですけども、フォーラムもそういう前提で話があったというような。協力するためには、次はよふどの恵さんはどんなアクションを起こすことになるんでしょうか、手続上は。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） 説明会の中で、どのような野菜をいつ作ったらいいかということが、質問がありましたので、それにつきましての資料を作成しまして、この時期だったら市内の野菜が少ないので提供していただける間隔があるというようなことをお示しするための表をお渡ししまして、持ち帰っていただきました。その後は、よふどの恵さんからのアクションはございませんでした。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） ごめんなさい、ここからは想定ということになってしまいますけども、今、アクションがございませんと、想定されるアクションとしてはどういうアクションになるんですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） 生産者登録ということでしていただきまして、その中で、野菜の種類とか、出荷できる時期とかを一応事業計画ということで出していただきまして、申請していただくというようなことで、手続はしていくというような形になります。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 給食センターが行っている野菜等に係ります一般物品納入契約との関わりでいうと、次は、生産者登録をしないといけないということですね、確認します。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） その生産者登録については、先ほども確認しましたとおり、特にそのことによって権利や義務が発生するものでないことは、一般競争入札における生産者登録と同様であるというふうにおっしゃいました。登録するわけですから、一般物品納入契約の、先ほど発注先、申込みの相手方になる地位は得られるんでしょうけれども、そのことで特に具体的な権利が発生するわけではないと、こう理解しますがよろしいでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） ほかに農家さんおられますので、順番にといいますか、作物によっては待っていただく、順番に納めていただくということになりますので、必ずしも納入していただけるような契約ということではございません。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 現実に生産者さんたちというのは、食材の、野菜についての地産地消の割合を見れば大体想像はつきますけれども、給食食材が登録されている生産者さんで賄える状況にはないと思われましてけれども、その点確認させてください。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） 今、地元の野菜を入れている率が15%程度になっております。昨年度よりはちょっと下がっているんですけども、その分をまず地元から入れていただくことで、先に使用しまして、あとの分は青果業者のほうから購入しておる状態ですので、全てが地元野菜で賄えているという状況ではございません。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 登録生産者さんたちから納めていただく食材では不足するから、業者

さんのほうに残りの分は納めていただいていると。その割合的には、さっき言われたように、地産地消の割合がそのまま多分大体そんなもんだと思ってよろしいでしょうかね。毎回の、要は何月何日の食材に占める上限はあるかもしれませんが、押しなべて野菜については、15%程度は登録業者さん、生産者さんから入れていただけるけれども、残りの85%は、もうとてもとても賄えないから業者に頼んでるとというのが実情であるという御説明だったと理解してよろしいでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） その登録業者さん、生産者さんはそういう状況ですから、前回の記録でも20人ぐらいでしたっけ、今登録されてる方々。この間で納入競争というんですか、うちのを使ってくれという状況に現実あるのかどうか。今お話を聞いてると、納められる人全員に頼んでもまだ足りない状況なのかなというふうに思うんですけども、生産者さんを全部集めてもというか、ちょっと言われましたのが、ほかの生産者さんもおられるから、待ってもらえるかもしれないというような話もさっきされてましたけれども、日頃そういう競争関係にあるんでしょうか、生産者さん。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） 材料によりまして時期があって、多く取れるときとかありますけども、その中で、必要な材料が必要以上に必要ないという場合もありますので、全てが生産者さんからいただくというようなことはまずありません。

それから、生産者の中の競争というのも特にございませんで、大根がようけ取れたんで使ってくれへんかというようなことはありますけども、強制的に使ってほしいというようなことは特にございません。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） その辺があれかなと、競争入札の場合とちょっと違うかな。入札の参加資格で登録すると、その先、競争になりますわね。価格競争になると思うけど、地産地消の取組なんかを聞いてると、登録していただいた生産者さん、今のところ皆さんの協力を得ても、まだまだ地産地消が伸びないという状況であれば、おおむね全員が協力者であって、競争関係にあんまりないのかなという認識を持ったので、今のようにお聞きしたんですけども、ですので、例えば、そこによふどの恵さんが登録していただけるということは、本市の地産地消の取組にとっては非常にありがたいというふうに給食センターのほうはお考えになってるということでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） よふどの恵さんがそういった小さい農家さんを取りまとめていただきまして、納めていただく数とか大きさとかをそろえていただいたら、よりたくさん野菜も集まりますし、職員の手間も省けますので、有益かなということで考えておりました。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） その取りまとめの辺はあんまりどうでも興味ないんですけども、結

局のところ、登録者は増やしたいというのは給食センターさんの思いだろうというふうに今お聞きしてるんですけども、いずれにしても登録手続があつて、先ほどお聞きしました一般物品納入契約という意味では、献立に基づいて予定価格が決まって、発注をする流れからすると、その発注先の1人として候補になり得ると、説明会の先にはですよ、なり得る状況が生じるという理解。説明会を受けて、登録されれば、後々の一般物品納入契約の相手方になる地位を得られると。財務のほうから来ました説明では、食材納入業者を決定する一連の流れという、それは今言いましたようなそういう流れだというふうに理解をさせていただきますがよろしいでしょうか。何か間違いがありますでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） まず登録していただいて、農家としての計画を出していただきまして、必要なときには正式な発注をかけて契約するというので、そういった流れでございまして、間違いはございません。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） その登録事務、先ほど、年度が始まる前にやられるというような御説明があつたか、ちょっと私の聞き間違いかもしれませんが、2月、3月ぐらいに登録をされるというふうにおっしゃったかなと思ったんですけども、間違いなかったでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） 食材の見積りが、今、学期ごとに行っていますので、4月に納めていただく見積りを2月下旬から3月上旬のときに行います。そのときに利用者の登録であるとか、農家さんの登録を行っていただくということで間違いございません。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 産建の委員会のほうに、令和5年3月28日に提出されてます産業振興部農林振興課から出ている取組のフロー図の部分で、給食センター向けに出荷が三つ、3方向あります。今は三つあるんですが、この小規模農業者も各自治協も中間事業者というものも、今の話だと、全部登録するという意味合いでは全部一律に同じ立場ということでよろしいですか。恐らく今回、この中間事業者という部分が説明会云々というところに当てはまっているんであろうと思うんですが、このフロー図でいう一番上の市内小規模農業者と中間事業者も登録するという意味合いでは同じ。登録した後に契約が発生するのでということでよろしいですかね。1回1回納入されるということですよ、契約が。

○委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。

○教育部長（田中 勉君） 同じ考え方でよろしいかと思えます。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） それで、市内小規模農業者は多数おられると思います。各自治協、各ということはそれぞれの自治協の数があると思います。その際の中間事業者というのは、1事業所だけを対象にしてるのか、それとも、手を挙げるところがあれば、そこが満たしていれば全部登録でき

るのか。

○委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。

○教育部長（田中 勉君） 例えば、小規模農業者を取りまとめる中間事業者が複数あったとしても、それは登録可能というふうに思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） ということは1者だけではなくて、この中間事業者は幾つあってもよい。ちゃんと満たしていれば登録することは可能である。基準が満たしてあれば、それを遮るものはないということですよ。

○委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。

○教育部長（田中 勉君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 登録の説明会の日のお話なんですけれども、普通、登録の説明会というと、書き方であるとか、どういった資料を出さないといけないか、そういった説明会になるのではないかなと一般的には考えるんですけれども、この日におきましては、当該団体のほうから、どういったものが必要なんだろうかということから、資料として、給食センターの参事さんから、使用野菜の市外品購入時期というものについて、この時期は市外のお野菜をたくさん使う時期なので、ここを中心に市内の団体さんが作っていただくと、納入しやすくなるというようなお話をなさっています。それをこの説明会でなさるといのは、一つの団体だけにその情報が提供されたということで、ちょっと有利になるようになってしまったのではないかなと思うんですけれども、その有利な側面も有していたのではないかなと思いますが、それについてはどのように思われますか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） 市外野菜の納入時期という資料につきましては、12月8日の会議のときに、よふどの恵さんのほうから、どのような野菜をいつ作ったらいいかというようなことで御質問がありましたので、後になってからお渡しした資料でございまして、その会議の時点でお渡ししたものではありません。会議のときにつきましては、ホームページに上げております学校給食に地元産の野菜等の味わいをというような募集の要領を用いまして、説明会を行っております。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 再度確認なんですけれども、生産者登録書及び事業計画書がありますけれども、これは契約書に代替できるものなのか、できないものなのか、お答えいただけますか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） この様式につきましては、まず、生産者の登録をしていただきまして、出荷できる時期を、計画を出していただくということですので、契約には当たらないと認識しております。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 契約書に代替はできないということによろしいですね。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。

関委員。

○委員（関 綾乃君） すみません、前回の政倫審の第3回目の資料で、国と地方公共団体の契約制度の概要と関係法令という、この図が出されたと思うんですけども、ここに、随意契約というのが真ん中の欄にございます。次のページにも続いてまして、矢印が下向きになっております。これは、契約について、その段階というのは縦向きに示されている資料と理解してよろしいでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 北垣理事。

○理事兼企画総務部長（北垣 敏彦君） 御指摘の資料につきましては、国のほうの専門調査会が作成した資料でございますので、資料作成の意図については私の知る限りではございませんが、見る限りは委員おっしゃるとおりなのかなと思っております。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 次、朝来市に文書管理規定がございました。その中で、執行機関、それから第3節の中に、市文書の管理規定というのがございます。文書の規定について、第6条（2）に公示文書というものがございます。その中に、アは告示、イは公示となっておりますが、公告、CMの広告ではなく、公に告げるのほうの公告なんです、これは、国または地方自治体がある事項を広く一般に知らせることとなっております。今回の給食センターに野菜をお納めしてくださいというお願い、そういったものをホームページに掲載したりするのも、この公告に当たるのではないかとと思うんですが、どうでしょうか。公告に当たりますか。定義がもしありましたら、どのようになっているかお願いします。

○委員長（浅田 郁雄君） 北垣理事。

○理事兼企画総務部長（北垣 敏彦君） すみません、ちょっと今詳しい資料を持ってないんですけども、公告につきましては、法令のほうで一定ルールが決まっておりますので、今回の給食センターの、先ほどありました学校給食に地元産の野菜等の味わいをにつきましては、いわゆる募集チラシ的なものというふうに考えております。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 今回、随意契約というところが焦点になっていると思うんですけども、いま一度、随意契約とほかの競争契約等との契約上の法的違いがありましたら御説明ください。

○委員長（浅田 郁雄君） 北垣理事。

○理事兼企画総務部長（北垣 敏彦君） 契約上の法的な部分に関しましては、先ほど言われました、国の資料のほうに一定提示がされております。基本的には朝来市も同様の流れで行っておりますの

で、一般競争あるいは指名競争につきましては、資格審査というのがございまして、それを経てスタートするというところでございますし、随意契約につきましては、予定価格の作成からスタートということでございます。

一定の随意契約に当たるには、随意契約に行うべく条件というのがございますので、それ以外のものにつきましては、基本的には、朝来市の場合で言いますと、いわゆる物件等々の契約については指名競争入札が主でございまして、工事等々につきましては一般競争入札が多いということで御理解をいただければと思っております。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 今回、随意契約の始まりがというお話なんですけれども、予定価格の作成から始まるものというふうにお伺いしましたが、学校給食センターが行っているこの物品納入契約の公募手続は公告に当たると思われますか。

○委員長（浅田 郁雄君） 北垣理事。

○理事兼企画総務部長（北垣 敏彦君） この給食味わい等のチラシのホームページのいうことですね。これにつきましては、先ほど言いましたとおり、広く募集をしたということで、公告ではないというふうに思っております。

○委員長（浅田 郁雄君） 北垣理事。

○理事兼企画総務部長（北垣 敏彦君） 補足をさせていただきますと、現在、市のほうでは、いわゆる競争入札に向けまして、先ほどもちらっと話出ましたですけど、指名業者の募集を、入札参加者の資格につきましても募集をしております。それと基本的に同様のものかなというふうに思っております。

○委員長（浅田 郁雄君） 支援員。

○総務課支援員（藤岡 治良君） 先ほど、文書管理規程に基づく告示と公告の話がありましたので、ここで誤解のないように解説を若干させていただきます。

そもそも告示と公告、似て非なるものです。告示については、これは発令の番号を取ります。市には掲示場がございますが、そこに提出して初めて告示の効果が発生いたします。一方、公告、これは先ほどお話にありましたように、一般に広く告知するものでありますけれども、これも朝来市の文書管理規程に基づき、文書でもって行うということが原則です。これについても、告知状に掲出いたします。しかし、告示と異なりまして、これについては発令の番号を取りません。ということであります。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） ということは、ホームページとかはそれに当たらないということになるのでしょうか。文書でということは、紙ベースですか。それとも、ホームページでは丸ということになるのでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 支援員。

○総務課支援員（藤岡 治良君） これは、まず文書でもって告示するというのが原則です。その内

容を広くさらに知らしめるためにホームページ等へ掲載するということは当然に行われております。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。

関委員。

○委員（関 綾乃君） 給食センターへの納入のことについて少しお伺いしたいと思います。

納入依頼日の一、二週間前に発注日。その以前に予定価格が設定されているというふうに理解したらいいのかなと、今までの話の流れで思ってるんですけども、そのときに、学校給食センター条例施行規則第14条で、物資の購入に当たっては登録業者に対し需要表を提示し、見積書を提出させ、最低見積り者との協議を経て納入業者を決定し、発注するものとする規定となっております。市内生産者に見積書の提示などはしていただいているのでしょうか。もししていただいているのであれば、その頻度を教えてください。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） 市内生産者に対しましては、見積書の提示は求めておりませんで、青果の見積りは2週間ごとに今は行っております。その見積りによりまして決定しました予定価格での納入をしていただいております。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかにございませんか。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） 冒頭にもあったんですけども、一点確認させてください。

今回の説明会を行う部分、誰がそれをしてほしいと言ったのかという部分、もう一度確認だけさせてください。それは、よふどの恵さん側から説明会をしてほしいというのがあったわけで、決して藤本議員だとかからしてくれという話ではなかったということによろしいですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 田中部長。

○教育部長（田中 勉君） おっしゃるとおり、再度の答弁になりますけども、よふどの恵さんからであって、個人から依頼があったものではございません。

○委員長（浅田 郁雄君） よろしいですか。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） 何をもって介入とする、いろいろあるとは思いますが、説明会その他において、今回の一連の流れの中で、藤本議員からの何かしらの介入、圧力等々はあったのかなかったのか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） 会議のほうには同席されておりましたけれども、介入であるとか発言とかいうのは一切ございませんでした。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） フロー図の最初のところの図にお名前が入っていましたが、全然何もないところから出てくるとは思えなくて、今、課長が言われたように、自治協さんは公の団体だから

ということでありました。それを調べるにしても、何らかの情報というのがあると思うんですけども、ちょっとこういつて頑張っている団体があるというような紹介、もしくはちょっとそれに似たような情報提供というのは一つの団体についてあったんでしょうか。それとも、複数ある中から課長がお選びになったんでしょうか。

最初のフロー図のところで、団体のお名前が上がっておられますよね。そこに至るには、全然何も知らない状態で課長がお名前を入れられたとは思えないんです。そこ、お名前を入れるには、やはり何らかの情報提供があったと思うんですけども、それは一つの団体について、すごくインパクトのある形で紹介を受けたのか。それとも、複数いろいろ情報がある中でこの団体を選ばれたのか。どういった状況でここにお名前が入ったのか、その経緯について御説明ください。

○委員長（浅田 郁雄君） 平松課長。

○農業振興課長（平松 裕一郎君） 今の御質問、逆でございまして、あくまでも私どもの知っている情報を基に動いてございます。ですので、どこの団体から圧力とか、お声がけがあったとか、情報提供があったわけではなくて、我々が知っている範囲での動きということで、よふどの恵さんにもアタックしてますし、JAさんのほうにアタックされた経過も存じてますし、というようなことで、自治協のほうにも私のほうが出向いたことも、他の自治協ですね、ございますので、そういう情報はございません。私のほうからのアプローチでございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） アプローチされた団体、お幾つぐらいあったんでしょうか、ほかに。

○委員長（浅田 郁雄君） 平松課長。

○農業振興課長（平松 裕一郎君） 二つございます。

自治協が一つと民間が一つでございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 説明会なんですけど、これ広く説明会をするので来てくださいねというような募集はされたんですかね。今回は、よふどの恵さんのほうから説明してほしい、勉強会というか説明会してほしいということで行かれたということなんですけども、全般として、いろいろとJAさんとかも、ほかの自治協さんとか、自治協なんていうのは各自治協あるわけで、それらの者に対して一堂に会して説明会をしようとか、そういう計画はなかったんですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） ほかの団体さんとか農家さんにお声かけしたということはありませんでした。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） こういうことを成功させよう、実施して、登録者を増やしてしようと思うと、それなりに説明するなりしないとなかなか登録してもらえないと思うんですけども、それはなぜされようとしなかったんですか。待ちの姿勢というか、向こう側から説明会してほしいと言われないと行かなかったんですよね。本来やったら、こういうことをしたいと思えば、自治協さんなん

か名前が入ってます、各自治協なんて入ってるわけなので、一堂に会して説明会するのが一番手っ取り早い方法だと思うんですけど、なぜされなかったんですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 平松課長。

○農業振興課長（平松 裕一郎君） 私の知り得る範囲でこういった取組をされている自治協さんであつたり民間事業者というのは数多くございません。そういった中でできるところの名前を、私どもが把握している範囲で、こういった形でさせていただいていますので、一堂に会するという事は考えてございません。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。よろしいですか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） フロー図のことを言われてますので、ちょっと私のほうでおさらいをさせていただきたいんですが、平松課長が勇み足で出したという資料の中に入っている団体、これは、今現状は登録もされてないし契約も結んでないという説明でよろしかったですね。そういう認識でよかったですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今井センター長。

○学校給食センター所長（今井 謙一君） 今現在は、登録も契約もしておりません。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 給食センター、地産地消でこういったJAさんなりいろんな団体が野菜を集約して、納入してもらって、地産地消を増やすべきだということは、我々も言ってきたことで、あくまでも平松課長が勇み足で出されたのは、理想の、こういうふうになったらいいなという、何かそういうふうなイメージで出されたというか、作成されたというか、そういうことでいいんですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 平松課長。

○農業振興課長（平松 裕一郎君） 先ほども答弁させていただきましたけども、一つの例として、農産物販路拡大業務というのを、当課が行ってございます。その実績を出したいという思いの中で、一つの例として挙げさせていただいております。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） すみません、基本的な再審査の理由づけの根本に当たる部分ですので、ちょっと改めて確認させてください。

昨年の9月25日に、総務課から、財務課の判断も踏まえて提出された倫理条例の条文解釈に関する見解及び随意契約手続に関する問合せについての回答の（2）、最後の部分でございます。

市ホームページに掲載されています、学校給食に地元産の野菜等の味わいをの資料につきましては、学校給食センターに野菜等の食材納入を行う市内生産者を募集している段階であり、食材納入業者を決定する一連の流れに入っているものと解しますが、参考資料の随意契約手続のどの部分に合致するかは特定し難いと考えます。

この最後のセンテンスの取り方で非常に混乱が生じたように考えられますので、改めてちょっと

平易かみ砕いて率直に、この文章を分かりやすく表現していただけますでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 北垣理事。

○理事兼企画総務部長（北垣 敏彦君） この回答につきましては、文書で提出させていただいておりますが、どうもその質問は一緒に配られなかったようでございまして、私どもはその質問に対してのお答えをさせていただいたということですので、質問と照らして読んでいただければそんなに違和感はなかったのかと思うんですけども、それだけを見ますと、最後の参考資料の随意契約手続のどの部分に合致するかが特定し難いと考えますという部分が一部ちょっと誤解されたのかなというのを思っております。これにつきましては、本会議でもお答えをさせていただきましたが、随意契約手続のどの部分に当たるのかというお尋ねでございましたので、随意契約手続のどの部分に合致するかということとは特定し難いということで回答させていただいております。

これもそのときに申し上げましたですけども、契約先を決定していく一連の事務手続が始まっているということは認識はしておりますが、参考資料の随意契約手続の表に合致した部分はなく、随意契約手続の一部ではないという意味で回答しております。契約行為の一環であるということをお示したのではないということで御理解いただきたいと思っております。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。

ないようでしたら、ないですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） それでは、関係課の質疑を終わりたいと思います。

どうも大変御苦労さまでございました。

暫時休憩します。

午前 11 時 15 分休憩

午前 11 時 48 分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き、朝来市議会政治倫理審査会を再開いたします。

参考人の質疑は終わりました。

これから、意見交換をしようと思うんですが、休憩中に意見交換をそれぞれしていただきました。

一つは、産建とのつながりの中で、複数者がなくて1者だけだというのは一つそれに集中するのではないかと、契約に入っていくのではないかというような思いもあるというような、決定するのではないかという思いもあるということと、また、見積りの決定等は、大体2月から3月に決定するのであるということで、まだ契約には、その説明会の中には契約としては入っていないのではないかということ。募集の段階であるのではないかという意見が出ておりました。

介入に関しては、どうかという説明をするために介入が、それが入るのかどうか。また、介入というのではなくて、よふどの恵さんのほうから説明をお願いするという形になった、1団体からお願いするという形になったということ。また、1議員さんからそれをしてくれと言われたわけでもないということなどが出ておりました。

ほかに、それぞれ意見、何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） ないようでしたら、まとめの部分に入りたいと思いますが、今日は各課の方に質疑をしていただき、意見を聞いたんですけれども、それだけでも行政の流れ、また、給食センターの契約までの流れというのが、私たちによく分かったのではないかと。ただ、今回は、行政のほうからの立場で、意見、質疑をしていただいたんでいいんですけど、次回にはよふどの恵さん、また、藤本議員さんのほうに意見を聞き、また、審議会を進めていきたいと思っておりますが、今日はこれ以上、意見もなければ、審査を終了したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 次に、その他として、日程等を報告します。

次回の日程は、2月16日午前9時から開催し、参考人として、よふどの恵及び藤本邦彦議員に出席いただき、それぞれ質疑等を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議なしと認めます。

では、次回の日程は、2月16日午前9時からとし、参考人として、よふどの恵及び藤本邦彦議員に出席いただき、それぞれ質疑等を行うことに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

これをもって、朝来市議会政治倫理審査会を閉会します。

御苦労さまでございました。

午前11時51分閉会
